

1 根拠法令

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国が示す基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定める5年を1期とする計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされており、自治体子ども計画と一体的に策定できるものとされています。

そのため、事業ごとに過去の実績と対象となるこどもの推計人口等を勘案して量の見込みを算出し、提供体制を確保する方策について定めます。

2 教育・保育

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、「提供区域」、「量の見込み・提供量（確保方策）」、「教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保」、「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」について設定します。

（1）提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者やこどもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

本市では、保育所等の整備にあたり、教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と定めています。

(2) 量の見込み・提供量（確保方策）

① 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、就学前の教育・保育を受けることを希望する全ての保護者の申請に基づいて、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性の有無や必要量を認定した上で、給付を行う仕組みとなっています。

◆ 認定区分 ◆

認定区分	年 齢	保育の必要性※	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし (幼児教育のみ利用)	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

※ 保育の必要性は保護者の就労や疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。

◆ 教育・保育に係る対象施設及び事業 ◆

施 設	概 要	
教育・保育施設	幼稚園	学校教育法に基づき満3歳から小学校就学前までのこどもの幼児期の学校教育を行う施設。
	保育所	保護者の就労や病気等により、家庭でこどもの保育が出来ない場合に、0歳から小学校就学前までのこどもを保育する施設。
	認定こども園	保育所と幼稚園の両方の機能を持つ施設。幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する。幼保連携型や幼稚園型などがある。
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行せず、私学助成等により運営を行う幼稚園のこと。
地域型保育事業		市町村の認可事業で、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組み。小規模保育（利用定員6～19人）、家庭的保育（同5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育がある。
企業主導型保育施設		企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置し、国が助成を行う保育事業。従業員のこども以外のこどもを受け入れる地域枠を設置することができる。
届出保育施設		保育を行うことを目的とする施設で、都道府県知事（指定都市及び中核市においては市長）に届出をし、乳幼児を保育している施設。

◆ 本市における保育所・認定こども園・幼稚園の設置状況（令和6年4月1日現在） ◆

中学校区 (8 校区)	小学校区 (19 校区) (就学前児童数) (3,753 人)	保育所 (22 ヶ所)		幼稚園 (3 ヶ所)		認定こども園 (9 ヶ所)	
			定員数 (2,090 人)		定員数 (250 人)		定員数 (1,316 人)
宅峰	みなと (230 人)	竹の子保育園 (90 人)					
	天領 (255 人)	不知火保育園 (90 人)					
		天領保育所 (80 人)					
大牟田 中央 (365 人)		緑保育所 (70 人)				若草幼稚園 (220 人)	
		上官保育園 (110 人)				たから幼稚園 (189 人)	
						めぐみ幼稚園 (135 人)	
宮原		大牟田天使幼稚園 (82 人)					
						はやめ幼稚園 (101 人)	
宮原	駿馬 (193 人)	くるみ保育園 (70 人)					
	天の原 (134 人)	小鳩保育園 (60 人)					
		笹原保育所 (60 人)					
松原	玉川 (39 人)	萩尾保育園 (50 人)					
	大正 (207 人)	小浜保育所 (170 人)					
	中友 (119 人)	光円寺保育園 (80 人)				光の子幼稚園 (90 人)	
白光	明治 (197 人)	中町保育園 (70 人)		明治幼稚園 (130 人)			
	白川 (242 人)	日の出保育所 (160 人)				しらかわ幼稚園 (80 人)	
歴木	平原 (132 人)	みずほ保育園 (110 人)					
	高取 (92 人)	高取保育園 (90 人)				高取聖マリア幼稚園 (230 人)	
	三池 (250 人)	歴木保育所 (100 人)					
三池保育園 (110 人)							
田隈	羽山台 (189 人)	草木保育園 (120 人)					
	銀水 (337 人)	久福木の森保育園 (80 人)		銀水幼稚園 (60 人)			
橘		上内 (15 人)				大牟田たちばな幼稚園 (189 人)	
	吉野 (264 人)	白銀保育所 (180 人)					
甘木	倉永 (137 人)	青龍保育園 (70 人)		吉野天使幼稚園 (60 人)			
	手鎌 (356 人)	白鷺保育園 (70 人)					

※ 定員数は利用定員数

② 各認定区分に応じた量の見込み・提供量（確保方策）

1号認定は、現状十分な提供体制があることから既存の幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）で対応します。

2号認定及び3号認定は、既存の認定こども園（保育機能部分）や保育所の弾力的運用を行い、さらに、3号認定は、認定こども園の0歳児受け入れの推進及び企業主導型保育事業の地域枠の活用により対応します。

量の見込みは、過去5か年の各認定区分の平均認定割合と推計人口を勘案し、設定します。

なお、子ども・子育て支援新制度では、認定こども園の普及の観点から、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、原則認可認定を行うことになっています。本市においても、保護者の就労形態に捉わられることなく、こどもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育が提供できるよう、認定こども園への移行支援を行います。

（単位：人／日）

			1号認定	2号認定	3号認定		
					1・2歳	0歳	
令和7年度	児童数（推計）		1,921		1,100	518	
	量の見込み		503	1,464	834	371	
	提供量（確保方策）	特定教育・保育施設	保育所・認定こども園・幼稚園	816	1,490	966	355
		確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0			
		特定地域型保育事業	小規模、家庭的居宅訪問型、事業所内等	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠				26	16
		合計		816	1,490	992	371
令和8年度	児童数（推計）		1,773		1,073	503	
	量の見込み		465	1,351	813	361	
	提供量（確保方策）	特定教育・保育施設	保育所・認定こども園・幼稚園	816	1,490	966	355
		確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0			
		特定地域型保育事業	小規模、家庭的居宅訪問型、事業所内等	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠				26	16
		合計		816	1,490	992	371

(単位：人／日)

			1号認定	2号認定	3号認定		
					1・2歳	0歳	
令和9年度	児童数（推計）		1,701		1,046	490	
	量の見込み		446	1,296	793	351	
	提供量（確保方針）	特定教育・保育施設	保育所・認定こども園・幼稚園	816	1,490	966	355
		確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0			
		特定地域型保育事業	小規模、家庭的居宅訪問型、事業所内等	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠				26	16
		合 計		816	1,490	992	371
令和10年度	児童数（推計）		1,625		1,021	480	
	量の見込み		426	1,238	774	344	
	提供量（確保方針）	特定教育・保育施設	保育所・認定こども園・幼稚園	816	1,490	966	355
		確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0			
		特定地域型保育事業	小規模、家庭的居宅訪問型、事業所内等	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠				26	16
		合 計		816	1,490	992	371
令和11年度	児童数（推計）		1,587		997	471	
	量の見込み		416	1,209	756	338	
	提供量（確保方針）	特定教育・保育施設	保育所・認定こども園・幼稚園	816	1,490	966	355
		確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0			
		特定地域型保育事業	小規模、家庭的居宅訪問型、事業所内等	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠				26	16
		合 計		816	1,490	992	371

(3) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

保育と未就学児の教育の双方に対応する教育・保育ニーズの一体的な提供に対応するため、保育所と幼稚園の両方の機能を持つ認定こども園への移行や幼稚園による長時間預かり保育の支援に取り組みます。

また、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援を提供するために、保育士や幼稚園教諭等に対する研修の充実等を支援します。あわせて、定期的な協議や情報共有により、教育・保育施設やその他の子ども・子育て支援を行う者との連携を行うとともに、保育所等と小学校においてこども一人一人の育ちに係る情報を共有するなど、こどもの発達や学びの連続性の確保に向けた取組を進めます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の子ども・子育て支援法の改正により、子ども・子育て支援新制度による「子どものための教育・保育給付」の給付対象である保育所、幼稚園等に通う主に3歳以上の保育料が無償化されたことに加え、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設され、新制度に移行していない幼稚園や届出保育施設、幼稚園の預かり保育等の利用料の給付制度が定められています。

この新たな取組となる「子育てのための施設等利用給付」に関して、認定手続きや給付方法について、適正かつ円滑な実施を確保することにより、子育て世帯の経済的な負担軽減を図っていきます。

3 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に定める地域子ども・子育て支援事業について、現状と量の見込み、確保方策の内容を設定します。

	事業名	事業概要
1	一時預かり事業 ・幼稚園型 ・幼稚園型以外	<幼稚園型>幼稚園や認定こども園（幼稚園機能部分）において、通常の教育時間の前後や長期休業日等に在園児を預かる <幼稚園型以外>保育所、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）において、保護者が病気や急用の場合等に、一時的にこどもを預かる
2	延長保育事業 （時間外保育事業）	認定こども園（保育機能部分）や保育所において、通常の開所時間を延長して保育を実施する
3	利用者支援事業	利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報の収集と提供を行い、必要に応じ相談・援助等を行うとともに、関係機関との連絡調整等により支援する
4	放課後児童健全育成事業 （学童保育所・学童クラブ）	保護者が就労により家庭にいない児童等に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る
5	子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者の疾病や仕事等により、家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において必要な養育等を行う
6	乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育相談や助言その他の援助を行う
7	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した支援することが特に必要と認められる乳幼児や保護者等に対し、養育が適切に行われるよう当該居宅において、養育に関する相談、指導・助言、その他必要な支援を行う
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性向上と連携強化を図るとともに、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のための取組を実施する
8	地域子育て支援拠点事業 （つどいの広場）	3 歳以下の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う
9	病児・病後児保育事業	こどもが病気等で保育所等に預けられないが、保護者が就労等で家庭での保育が難しい時に、こどもを認定こども園等に併設した施設で預かる
10	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	乳幼児又は小学生を対象に、育児の援助をしたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織であり、こどもの預かりを主とした相互援助活動を行う
11	妊婦健康診査	妊娠中に定期的な健康診査を行うことにより、母児の健康管理を行う
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	教育・保育施設の利用において、実費徴収を行うことができるとされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象にその費用の一部を補助する
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な新規事業者の参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築するために、職員の加配に必要な費用の一部を補助する
14	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等の家庭を支援員が訪問し、家事や育児の支援や子育てに関する相談・助言等を行う
15	児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所のない児童等の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎ等を行う
16	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者及びその児童に対し、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が情報交換できる場を設ける等その他の必要な支援を行う
17	妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う
18	産後ケア事業	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う
19	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	就労要件を問わず時間単位等で保育所や認定こども園等を柔軟に利用できる新たな制度（満 3 歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象、月一定時間まで利用でき、利用料は一時預かり事業と同水準の想定）

※12・13 は、事業の特性により、量の見込みは定めない。

(1) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園型）

【現状と量の見込み】

令和5年度は、幼稚園3か所、認定こども園9か所の全ての施設で実施しており、その中で市の補助を受けているのは、幼稚園2か所、認定こども園5か所です。

対象年齢における過去5か年の平均利用割合と推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

(単位：人日/年)

	実績		推計			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	48,408	52,282	48,333	46,358	44,279	43,240
確保方策	48,408	52,282	48,333	46,358	44,279	43,240

【確保方策の内容】

市の補助事業に加え、私学助成による預かり保育や自主事業による預かりを含めた事業の実施により対応します。

② 一時預かり事業（幼稚園型以外）

【現状と量の見込み】

令和5年度は、一時預かり事業を保育所6か所、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）を社会福祉法人に委託して1か所、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）を令和4年度まで委託していた社会福祉法人に加えて新たに12月から民間事業者へ委託して計4か所で実施しています。

子育て短期支援事業以外については、対象年齢における過去5か年の平均利用割合と推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

子育て短期支援事業は、令和6年度の実績見込みと対象年齢における推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

(単位：人日/年)

	実績		推計			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,415	1,351	1,278	1,235	1,193	1,166
一時預かり事業	791	956	904	874	844	825
ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	616	368	349	337	325	318
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	8	27	25	24	24	23
確保方策	1,415	1,351	1,278	1,235	1,193	1,166
一時預かり事業	791	956	904	874	844	825
ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	616	368	349	337	325	318
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	8	27	25	24	24	23

※ファミリー・サポート・センター事業の量の見込み及び確保方策の数値は就学前児童利用分。

【確保方策の内容】

今後も保育所等において継続して実施します。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

【現状と量の見込み】

令和5年度は、保育所21か所、認定こども園9か所を実施しており、その中で市の補助を受けているのは、保育所7か所、認定こども園1か所です。

対象年齢における過去5か年の平均利用割合と推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

(単位：人/日)

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	429	403	381	368	356	348
確保方策	429	403	381	368	356	348

【確保方策の内容】

市の補助事業に加え、自主事業による事業の実施により対応します。

(3) 利用者支援事業

【現状と量の見込み】

事業形態は、基本型（独立した事業として行われている形態）、特定型（主として市町村の窓口で行う形態）、こども家庭センター型（こども家庭センターとの一体的な運営を通じて専門職が支援や連携を行う形態）の3種類があり、令和5年度は特定型を1か所、母子保健型（令和6年度からこども家庭センター型へ移行）を1か所実施しています。

また、中学校区に1か所を目安に、子育て家庭の身近なところで相談や情報提供を行う地域子育て相談機関（実施場所は保育所、幼稚園、認定こども園、つどいの広場等）の整備に努めることとされています。

①利用者支援事業

(単位：箇所)

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	3	3	3	3	3
基本型	0	1	1	1	1	1
特定型	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
確保方策	2	3	3	3	3	3
基本型	0	1	1	1	1	1
特定型	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1

②地域子育て相談機関

(単位：箇所)

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	1	1	1	1	1
確保方策	0	1	1	1	1	1

【確保方策の内容】

特定型、こども家庭センター型ともに1か所で継続して事業を実施するとともに、地域子育て相談機関を1か所設置し、その地域子育て相談機関において基本型を新たに実施します。

地域子育て相談機関は、中学校の適正規模・適正配置による再編整備を踏まえ、各中学校区への整備を検討します。

(4) 放課後児童健全育成事業（学童保育所・学童クラブ）

【現状と量の見込み】

令和5年度は、19の小学校区のうち17校区に学童保育所・学童クラブを設置しており、未設置の2校区で児童送迎事業を実施しています。全ての利用希望に対応できておらず、毎年待機児童が発生していることから、施設整備等により待機児童の解消に取り組んでいます（令和6年4月1日時点の待機児童数24人）。

学年別の平均利用割合と対象年齢における推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

（単位：人／日）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	852	1,094	1,138	1,128	1,106	1,059
1年生	324	371	354	313	311	280
2年生	262	321	324	314	279	280
3年生	171	227	248	253	247	223
4年生	69	106	130	147	152	149
5年生	20	48	57	67	78	82
6年生	6	21	25	34	39	45
定員	840	1,000	1,040	1,040	1,040	1,040
確保方策	920	1,100	1,144	1,144	1,144	1,144

※原則、定員の110%の範囲内で入所の承認を行っているため、確保方策は定員の110%としています。

【確保方策の内容】

待機児童の解消に向けて、学童保育所の整備等により、提供体制を確保します。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【現状と量の見込み】

令和5年度は、令和4年度まで委託していた社会福祉法人に加えて新たに12月から民間事業者へ委託し、計4か所を実施しています。

実施施設の拡大後、利用が大きく増加していることから、令和6年度の実績見込みを勘案し、量の見込みを設定します。

（単位：人日／年）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	62	866	866	866	866	866
確保方策	62	866	866	866	866	866

【確保方策の内容】

社会福祉法人及び民間事業者において、今後も継続して実施します。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

【現状と量の見込み】

生後4か月頃までの乳児がいる全家庭を、助産師・保健師が訪問しています。妊婦等包括相談支援事業における出産後の伴走型相談支援の機会として家庭訪問を行い、情報提供や相談等を行います。

0歳児の推計人口を量の見込みとして設定します。

(単位：件/年)

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	531	518	503	490	480	471
確保方策	531	518	503	490	480	471

【確保方策の内容】

今後も継続して実施します。

実施体制：大牟田市子ども家庭課、福岡県助産師会

(7) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

【現状と量の見込み】

支援が必要な乳幼児と保護者を対象に、保健師が家庭を訪問し、子育てに関する相談、保健指導、助言を行っています。

出生数・人口は減少するものの、要支援家庭は現状程度で推移すると想定し、過去5か年の訪問世帯数及び延べ訪問数の平均値を勘案し、量の見込みを設定します。

(単位：件/年)

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	訪問世帯数	223	210	210	210	210	210
	延べ訪問数	755	472	472	472	472	472
確保方策	訪問世帯数	223	210	210	210	210	210
	延べ訪問数	755	472	472	472	472	472

【確保方策の内容】

今後も継続して実施します。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【確保方策の内容】

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、関係者の専門性向上と連携強化に取り組むとともに、地域住民への周知を図る活動を実施します。あわせて、支援対象児童等に関する情報の共有、状況に応じた支援内容等についての協議、判断を迅速かつ適切に行っていきます。

(8) 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）

【現状と量の見込み】

令和5年度は、市民活動等多目的交流施設「えるる」1か所で実施しています。

対象年齢における過去5か年の平均利用割合と推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

(単位：人回/月、箇所)

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用者数	696	579	553	539	528	516
確保方策	箇所数	1	1	1	1	1	1

【確保方策の内容】

更なるニーズに対応するための機能充実を検討しながら、今後も継続して実施します。

(9) 病児・病後児保育事業

【現状と量の見込み】

令和5年度は、学校法人1か所への委託により実施するとともに、民間事業者1か所が実施しています。令和5年4月から福岡県事業により、福岡県内居住者は利用料が無料となっています。

令和5年度の利用割合と令和6年度の伸び率、対象年齢における推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

(単位：人日/年)

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,162	1,642	1,622	1,608	1,595	1,580
確保方策		2,926	4,606	4,606	4,606	4,606	4,606

【確保方策の内容】

今後も継続して実施します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【現状と量の見込み】

本市では1か所で実施しており、令和6年3月末時点での会員数は779人（内訳：依頼会員623人、提供会員131人、両方会員25人）です。

対象年齢における過去5か年の平均利用割合と推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

（単位：人日／年）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	557	696	671	641	615	584
確保方策	557	696	671	641	615	584

※量の見込み及び確保方策の数値は小学生利用分。

【確保方策の内容】

今後も継続して実施します。

(11) 妊婦健康診査

【現状と量の見込み】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券を交付しています。

令和5年度の平均健診回数12.2回に、0歳児の推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

（単位：人／年、回／年）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	受診対象者数	519	518	503	490	480	471
	健診回数	6,339	6,320	6,137	5,978	5,856	5,746
確保方策	健診回数	6,339	6,320	6,137	5,978	5,856	5,746

【確保方策の内容】

今後も母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券を交付します。受診券は福岡県・熊本県・佐賀県・大分県の医療機関と福岡県内の助産所で使用できます。受診券が使用できない地域で受診した場合は、申請により基準額を上限として助成を行います。

検査項目：妊娠時期に応じた検査を実施

実施時期（望ましい基準）：妊娠初期から妊娠23週まで 概ね4週間に1回
 妊娠24週から妊娠35週まで 概ね2週間に1回
 妊娠36週から出産まで 概ね1週間に1回

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 確保方策の内容 】

新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯の負担軽減を図るため、保護者が負担する副食費の一部を補助します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【 確保方策の内容 】

特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対し、職員の加配に必要な費用の一部を補助します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【 現状 と 量の見込み 】

本事業は、令和4年の児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）により、新たに「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた事業です。

子ども支援ネットワークにおいて継続支援している世帯のうち、家事支援等が必要とされる家庭を勘案し、量の見込みを設定します。

(単位：人日／年)

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	48	96	144	144
確保方策	-	48	96	144	144

【 確保方策の内容 】

子ども支援ネットワークにおける相談支援や妊婦等包括相談支援事業と連携した取組として、令和8年度からの実施に向けて検討していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

【 確保方策の内容 】

本事業は、令和4年の児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）により、新たに「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた事業です。

本市では、民間団体等により、令和6年度に不登校・ひきこもりの当事者の居場所となるような場が開設されており、不登校児童生徒等に対し、学習支援や社会体験等を通して、基本的な生活習慣を育む支援等が行われています。

こうした民間の活動や取組を踏まえながら、事業の必要性や実施について検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

【 確保方策の内容 】

本事業は、令和4年の児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）により、新たに「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた事業です。

本市では、市内の社会福祉法人において、療育のためのペアレント・トレーニングや県児童相談所から委託を受け、通所等での指導が実施されています。また、本市が社会福祉法人に委託し、発達障害のある子どもや保護者等が交流し、悩み相談や情報交換を行う場を開設しています。

こうした取組を踏まえながら、令和8年度からの実施に向けて検討していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

【 現状 と 量の見込み 】

本事業は、令和6年の子ども・子育て支援法改正（令和7年4月1日施行）により、新たに「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた事業です。

妊婦・その配偶者等に対して、妊娠期から出産・子育てまで寄り添い、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を妊婦のための支援給付（経済的支援）と一体的に実施しています。

面談等の回数と0歳児の推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

(単位：回/年)

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,554	1,509	1,470	1,440	1,413
確保方策	1,554	1,509	1,470	1,440	1,413

【 確保方策の内容 】

妊娠届出時面談、妊娠8か月頃の電話等による相談（希望者に対して面談を実施）、出産後に助産師・保健師による家庭訪問を実施します。

(18) 産後ケア事業

【現状と量の見込み】

本事業は、令和6年の子ども・子育て支援法改正（令和7年4月1日施行）により、新たに「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた事業です。

市内及び荒尾市の産科医療機関で、宿泊（ショートステイ）型、通所（デイサービス）型（個別）を実施しています。

過去5か年の平均利用割合と平均利用日数、推計産婦数を勘案し、量の見込みを設定します。

(単位：人日/年)

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	153	166	178	191	204
確保方策	153	166	178	191	204

【確保方策の内容】

今後も希望者が利用できるように産科医療機関と連携して実施します。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【確保方策の内容】

本事業は、令和6年の子ども・子育て支援法改正（令和7年4月1日施行）により、令和7年度に「地域子ども・子育て支援事業」として制度化され、令和8年度からは給付制度として実施されることになっています。

今後、国の動向や試行的に取り組んでいる他自治体の実施状況を注視しながら、事業の実施について検討していきます。